

学事第877-1号
令和3年9月28日

各私立専修学校・各種学校設置者 様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

緊急事態宣言解除後の私立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることにお礼申し上げます。

国は令和3年9月28日に、本県の緊急事態宣言を9月30日をもって解除することを決定しました。

これを受けて、本県では同日、新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、「令和3年10月1日以降の県立学校の対応について」（別添資料1）を決定しました。

私立専修学校及び私立各種学校におかれましては、県立学校と同様の対応を取るようお願いします。

また、寮や寄宿舎においては、別紙を参考に改めて感染対策を徹底するとともに、寮生の健康管理に御留意いただきますようお願いいたします。

記

【参考】別添通知

○県立学校長宛て通知

令和3年9月28日付け教高指第1470号

「緊急事態宣言解除後の県立学校の対応について（通知）」

総務部学事課
専修各種学校担当
電話 048-830-2562